遊佐町沖洋上風力発電
事業の進捗状況について

2024年12月24日

**洋上風力発電事業者として
「山形遊佐洋上風力合同会社」
が選定されました**

構成員

- 丸紅株式会社
- 関西電力株式会社
- BP Iota Holdings Limited
- 東京瓦斯（ガス）株式会社
- 株式会社丸高

2025年12月16日

**経済産業省及び国土交通省から
公募占用計画が認定されました**

計画内容

事業者名	山形遊佐洋上風力合同会社
発電設備出力	450MW
風車基数	30基
風車機種	Siemens Gamesa Renewable Energy製 15MW機
運転開始時期	2030年6月（予定）
促進区域内海域等の占用の期間	2028年4月～2055年12月（予定）
基地港	酒田港
基地港湾の利用時期	2028年4月～2031年3月（建設）および 撤去時

令和8年3月
遊佐町産業課エネルギー政策推進室

写真：遊佐町作成フォトモンタージュ

漁業影響調査の位置づけ

遊佐町沖洋上風力発電事業 ＞

事業影響の検討

漁業影響の検討
漁業影響調査
事業実施による漁業影響に関する
調査・予測・評価
操業・水産生物・漁場環境への影響

↑ 調査結果の相互活用 ↓

環境影響の検討
環境影響評価
事業実施による環境影響に関する
調査・予測・評価
生活環境、自然環境への影響

＞ 課題の抽出・可能性（未利用資源等）の発見 ＞ 地域情報の活用 ＞

漁業協調・振興策や地域振興策を検討

当該区域内での操業方法に影響を受ける漁業に対しては、協議会意見とりまとめで示される協調策及び振興策の実施を通じて対応

漁業影響調査の項目 「漁業影響調査の考え方」による

	操業影響調査	環境影響調査	生物影響調査
目的	洋上風力発電施設の整備による漁場の減少や漁場利用、漁船航行の制限など漁業活動への影響の把握	洋上風力発電施設の建設や稼働による水中音や地形の変化など漁場環境への影響の把握	洋上風力発電施設の建設や稼働による漁場環境変化による水産生物の生息状況や来遊状況など水産生物への影響の把握
調査	標本船による漁場位置の把握や漁獲データの収集による漁業実態の把握	水中音や海底地形の調査、電磁界など文献調査などによる漁場環境の把握	水産生物の捕獲や風車への集魚状況の調査、聞き取り調査による水産生物状況の把握
評価	●漁場マップの作成による操業位置の推移 ●漁獲量、漁獲努力量あたりの漁獲量の変化 ●聞き取り調査によるその他の影響の評価	●工事中や風車稼働時の水中音の状況や影響 ●海底ケーブルの敷設による電磁界とその影響の可能性 ●風車の設置による海底地形の変化	●捕獲調査、文献調査、聞き取り調査結果による、出現種や体長・重量、回帰率等の変化 ●風車基礎部への生物付着状況や集魚効果の把握

検証事項

それぞれの項目に加え、漁獲量変化と水中音や海底地形など環境変化との関連性や稚魚の被食状況と環境変化との関連性などを総合的に評価

調査期間

建設前2年、建設中2年、稼働後1～3年目を基本※。4年目以降は「操業影響調査」の「操業情報調査」及び「生物影響調査」の「来遊状況調査」を継続。洋上風力発電に伴う漁業影響の状況を継続的に監視し、状況に応じた対応を協議。

※調査結果を踏まえ、必要と考えられる項目については延長を協議

Q 公募占用計画の認定ってなに？

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下、「促進区域」という。）で発電事業を行う場合、※再エネ海域利用法に基づく公募により選定事業者になる必要があります。この選定事業者になるためには、公募占用計画（促進区域内海域の占用の区域や期間、発電事業の内容や実施時期などが記載された計画）を国に提出しなければなりません。提出後、同法に基づいて基準等適合審査が行われ、事業者が選定されます。その後、選定事業者が提出した公募占用計画については、促進区域内海域の占用の区域と期間を指定して、その公募占用計画が適当である旨を国が認定することになります。

つまり、令和6年12月24日に遊佐町沖の事業者として「山形遊佐洋上風力合同会社」が選定されましたが、令和7年12月16日に公募占用計画が認定されたということになります。

キーワード 〉 促進区域　選定事業者　公募占用計画

※海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用に関する法律

洋上風力が運転されるまで

1. 一定の準備段階に進んでいる区域 R2.7
2. 有望な区域 R3.9
3. 法定協議会における関係者の協議など
4. 促進区域指定 R5.10
5. 国による事業者公募
6. 事業者の決定 R6.12
7. 海底地盤などの調査
8. 公募占用計画の認定（経済産業省・国土交通省） R7.12　今ここ!!
9. 再エネ特措法に基づく発電事業計画の認定（経済産業省）
10. 環境影響評価等の実施
11. 促進区域内海域の占用許可（国土交通大臣）
12. 風車の建設工事
13. 運転開始 R12.6（予定）

令和7年度 開催事業報告 Event Report

令和7年7月

本事業へ理解を深めていただくことを目的に地区別住民説明会を開催しました

主催：山形遊佐洋上風力合同会社
共催：山形県・遊佐町

7月 1日　蕨岡まちづくりセンター
2日　遊佐町生涯学習センター
3日　高瀬まちづくりセンター
8日　西遊佐まちづくりセンター
9日　稲川まちづくりセンター
10日　吹浦防災センター

遊佐町HP

主な質問と回答（抜粋）

騒音・低周波音による健康影響について

騒音については、環境影響評価の手続きの中で騒音や超低周波音の予測評価を実施します。2026年中に環境影響評価準備書にてその結果をお示しする予定です。（合同会社回答）

遊佐町沖洋上風力事業による町民へのメリットについて

住民の皆様にとって洋上風力事業のメリットは大きく3点あると考えております。①基金を活用した地域振興の推進、②固定資産税や事業税といった税収増加、③建設などへの参画機会や観光振興に伴う地域経済の活性化の3点です。（合同会社回答）

遊佐町沖洋上風力事業の発電収益から出捐される共生基金の活用について

現在関係者と、より現状の町の課題や将来の展望に合った活用を検討しています。ただし、既存の町事業の財源として漫然と使うのではなく、町民の目に見える、有効な形で活用したいと考えています。（遊佐町回答）

遊佐町沖洋上風力事業による二酸化炭素排出削減量について

一般的な数値を用いた試算では、化石燃料による発電と比べ年間60万トン程度の二酸化炭素排出削減の効果があるものと見込まれます。（山形県回答）

令和7年10月23日

令和7年度 第1回 遊佐沿岸域検討部会が開催されました

本部会は、平成30年から継続的に開催してきており、今回が14回目の開催となりました。詳細は、山形県HPをご覧ください。

山形県HP

洋上風力発電を導入する場合の地域に与える影響や課題等について、地域住民なども含めて具体的な議論を行うため、平成30年7月に設置されています。

令和7年11月17日

山形県遊佐町沖における協議会（第5回）が開催されました

再エネ海域利用法第9条第1項の規定に基づき、経済産業省、国土交通省、山形県が共同で開催しました。

令和6年12月24日に事業者が決定してから初めての法定協議会です。促進区域内で事業を行うための計画（公募占用計画）の認可に向けた協議が行われ、関係者から様々な意見が出されました。詳細は経済産業省HPからご覧ください。

経済産業省HP

本協議会は、促進区域への指定や促進区域における洋上風力発電事業の実施に関して必要な協議や情報共有を目的として、令和4年1月に設置されています。

令和7年12月23日

漁業影響調査検討委員会（第2回）が開催されました

漁業影響調査では、洋上風力発電事業が要因で、漁業活動やサケ生産活動、漁場環境や漁獲量等にどんな影響を与え生じさせているのかを検証・調査します。その情報を基に、今後、必要な措置・対策の要否を判断するための情報として活用されます。

今回の第2回検討委員会では、第1回検討委員会（令和7年7月28日開催）後、各関係者とのヒアリング等を踏まえた詳細な調査計画について協議が行われました。

漁業影響調査は今春から開始される予定です。調査計画書については山形県HPをご覧ください。また、調査の位置づけと調査項目については裏面をご覧ください。

山形県HP

本委員会は遊佐町沖洋上風力発電事業に係る漁業影響調査の実施にあたり、その具体計画の作成や実施状況、結果の評価などに関する検討を行うため、漁業者、漁業団体、関係行政機関、有識者、事業者などを構成員としています。